

耐震化率について

学校法人の耐震化率の公表

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されており、大学では、学校教育法及び同法施行規則により学生の教育研究環境を含めた教育研究活動等についての情報を公表することが求められています。

西南女学院大学、西南女学院大学短期大学部では、日本私立学校振興・共済事業団の「私立学校校舎等実態調査」の基準に基づいて耐震化率を算出しております。

耐震化率 100.0% (2023 年 4 月 1 日現在)